

令和7年度第5回高梁市地域公共交通会議【協議事項】決議結果  
書面決議：令和8年3月25日集計

【協議事項】「高梁市地域公共交通利便増進実施計画」の策定について	
回答項目	委員等（16人のうち）
・承認します	15人
・不承認とします	0人
※意見なし（回答なし）	1人
計	16人
委員からの意見	
<p>①成羽乗合タクシー導入に伴い実質的にスクールバス化する生活福祉バス宇治線について、穴田を経由しない最短ルートに変更し、学生の利便性向上を検討してはいかがでしょうか。</p> <p>→ご指摘ありがとうございます。令和8年度および令和9年度の通学予定者が決定した時点で、宇治高校在校生等への聞き取りを行い、成羽から通学される方の居住地を確認しルートに反映させます。</p> <p>②福祉バスの廃止については特に利用度の高い地域の皆さんに広報を行い、理解を頂くことをお願いいたします。試行段階では地域からの意見や問題点などの吸い上げを十分行って頂くようお願いいたします。</p> <p>→令和9年度からの生活福祉バス（宇治線を除く）廃止及び令和9年1月からの乗合タクシー実証運行については、地域への事前説明会による意見聴取や、実証運行中のアンケートを実施する予定です。その中で問題点を把握し、改善を図った上で本格運行へつなげてまいります。</p> <p>③燃料が上がっても運賃が変わらないように対応を願いたい。</p> <p>→現在は「高梁市地域公共交通利便増進実施計画」の計画を基に運賃を定めております。運賃の改定に関しては、燃料費やタクシー協会が定める運賃が上がり、乗合タクシー事業の経費が増大する場合には事業を継続するため、運賃の値上げを検討することもあります。運賃を変更する場合は、地域住民や運行事業者で協議をする高梁市地域公共交通会議（運賃部会）の承認が必要となり、様々な立場の方の意見を聞きながら決定することとなりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>④資料2_高梁市地域公共交通利便増進実施計画（案）5ページにおける「2-3系統図のうち吹屋線が吹矢線」となっている。</p> <p>→ご指摘のとおり資料では「吹矢線」となっていましたので、「吹屋線」に今回修正しました。ありがとうございました。</p> <p>結果：「高梁市地域公共交通利便増進実施計画（案）」が承認されたことにより、国土交通省へ関係書類を添えて報告を行う。</p>	

※高梁市地域公共交通会議第5条第2項の規定により、会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することはできないとあるが、16名の委員のうち15名の回答（出席）より、会議は成立している。

※高梁市地域公共交通会議第5条第3項の規定により、会議の議決の方法は、委員による全会一致を原則とするが、同条第4項の規定により、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決することにより上記協議は「承認」されている。